令和８年（フ）第１９０６号
福岡県糟屋郡宇美町大字宇美4396番地１　ブルーリーフＡ103号
債務者　谷崎　清隆
１　決定年月日時　令和８年９月30日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　澤戸　博樹
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月４日午後３時
５　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１９４６号
福岡市博多区吉塚８丁目３番16―502号　ＡＸＩＳ　Ａｉ　吉塚
債務者　谷口　優弥
１　決定年月日時　令和８年10月１日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　前園　健司
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月８日午後２時30分
５　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第３９１号
宮崎市吉村町北原甲1451番地　エクセレンテ北原Ａ棟102号
債務者　山中　佑真
１　決定年月日時　令和８年10月５日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　新原　次郎
４　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
宮崎地方裁判所破産係

令和８年（フ）第５６３号
大阪府泉南郡田尻町吉見596番地６　（サンエハイツ201号室）
債務者　松島　史明
１　決定年月日時　令和８年10月１日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　鈴木由佳子
４　免責意見申述期間　令和８年12月３日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

令和８年（フ）第１９３４号
愛知県小牧市応時３丁目200番地　プリメールドゥＡ棟201号、従前の住所京都市伏見区久我石原町３番地49　Ｕｐ’ｓｗａｙＫＯＧＡ102号室
債務者　南　　朋哉
１　決定年月日時　令和８年10月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２０１０号
名古屋市港区宝神２丁目908番地の２　宝勝ハイツ603号
債務者　関根　彰宏
１　決定年月日時　令和８年10月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２２９８号
名古屋市中川区中郷４丁目21番地の２
債務者　三宅　　稔
１　決定年月日時　令和８年10月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２３７５号
愛知県知多郡武豊町大字冨貴字篭田31番地26メゾンアイⅡ102号
債務者　関　真砂美
１　決定年月日時　令和８年10月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２４３０号
愛知県清須市土器野249番地１　リバーケイプ102
債務者　河村　和也
１　決定年月日時　令和８年10月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２４５８号
名古屋市千種区今池３丁目13番５号　Ｓｏｌｅｉ１今池301号
債務者　田原　聡子
１　決定年月日時　令和８年10月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２４０号
愛知県豊橋市西幸町字古並180番地２　ＷＡＣ西みゆきの郷207
債務者　堀江利久（法定代理人成年後見人　植村　恭介）
１　決定年月日時　令和８年10月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

令和８年（フ）第１１１１号
さいたま市南区白幡４丁目13番24号　１―819
債務者　川島　美雪
１　決定年月日時　令和８年10月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１６１５号
さいたま市南区鹿手袋６丁目９番33―203号
債務者　齋藤　麻衣
１　決定年月日時　令和８年10月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１６８２号
埼玉県川口市柳崎４丁目２番19―402号　リバーサイドハイツ東山
債務者　三浦　雅未
１　決定年月日時　令和８年10月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１７１２号
埼玉県上尾市大字小敷谷845番地１　西上尾第一団地２―13―105
債務者　吉田　昌敬
１　決定年月日時　令和８年10月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第６３２号
埼玉県吉川市保１丁目20番地７　森下ハイツＢ―103号
債務者　小笠原勇大
１　決定年月日時　令和８年10月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月26日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係